这本《草加市指南》用各国语言, 为您介绍了 有关日语、日本的生活习惯以及各种规定等内容。 此书按内容分章, 您可根据您的需要来选择阅读。 在市役所(市民课、国际问询角)可拿到此小册子。 另外, 您也可以向各公共设施的服务窗口索要。

我们衷心祝愿此小册子能帮助大家在草加安 居乐业,愉快生活。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まり などを、各国語で説明したものです。テーマごとに1シ ートとなっています。必要なシートを選んで使ってくだ さい。市役所(市民課、国際相談コーナー)、各サービス センターにおいてあります。また、各公共施設窓口に頼 んで取り寄せることもできます。

^{そうか みな} 草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立てて 下さい。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。

国際相談コーナー:ボランティアスタッフが情報を提

供したり、相談にのります。

電話:: 922-2970 (直通) ファックス:927-4955

E-mail: soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp

月・水・金 午前9時~午後5時

市役所西棟 2 階エレベーター前

市役所 2 楼电梯前

(国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で 「NPOLiving in Japan」が運営しています。)

编制:草加市 协助:草加市国际间询角

作成:草加市 協力:草加市国際相談コーナー

(令和元年度改訂)

目录 項目一覧

A-1	入国时的手续	入国時の手続き
A-2	住民登记	住民登録

户籍制度 A-3 戸籍制度

A-4 印章登记 印鑑登録について

住房 B-1-1 住宅

搬家和街道会 引越しと町会 B-1-2 生活基本设施 B-1-3 生活インフラ

垃圾的处理 B-1-4 ごみの出し方

关于健康保险 健康保険について B-2-1

关于护理保险制度 介護保険制度について B-2-2

关于结婚 結婚するには B-3

从妊娠到生产 妊娠から出産 B-4-1

孩子的健康 B-4-2 子供の健康

育儿 B-4-3 子育て 教育 教育 B-5-1

学习目语 B-5-2 日本語学習

日本的税金 日本の税金 B-6

在日本工作 日本で働く B-7

国民年金和厚生年金 国民年金と厚生年金 B-8

驾驶证 B-9-1 運転免許

拥有汽车和摩托车 自動車・バイクを所有する B-9-2

骑自行车 B-9-3 自転車にのる B-10 兴趣爱好 楽しむ・学ぶ

紧急时应采取的措施 B-11-1 緊急のときの対応

防备自然灾害 B-11-2 自然災害に備えて

市内的文化运动设施 草加市内の文化・運動施設 C-1

C-2 咨询处 困ったときの相談窓口

草加市指南

中国語版

A-3 户籍制度

戸籍制度

*このシリーズはやさしい日本語で書かれています。

* 草加市にお住いの方の情報です。

A-3 户籍制度

持有日本国籍者在"户籍"里记载有有关个人的出生、死亡、结婚等情况的记录。外国人在日本没有户籍。但是在日本出生、死亡、结婚、离婚时要向市役所市民课申报。同时,也需要向自国政府申报。

1. 出生登记

外国籍的孩子在日本出生时,也要凭孩子出生的医院发行的出生证明书,14 天以内(包括出生的当天)到市役所市民课办理出生登记。

*向市役所提交出生届后、60天期間可以以経過滞在者身分发行住民票、 发给个人编号。

此外,还要办理以下手续。请参照"B-4-1 从妊娠到生产"。

- ① 申请儿童手当、国民健康保険(限父母己加入的)手续 *出生60天以內没取得在留资格的话、有可能失去儿童手当、健康保险(限 父母己加入的)的資格。
- ② 取得在留资格(出生日起30日内到入国管理局办理)
 - *在市民課先取得新生儿的住民票(家族全体)、再去出入国在留管理庁的话 孩子的在留卡上就有了住址的记载。
- ③ 办护照(在驻日大使馆或领事馆办理) 因办理护照和在留資格时的需要、在市役所办理出生登记时可同时申请 发行出生届の記載事項証明書和出生届受理証明書(要収费)。 详情请问询 出入国在留管理庁 大使馆。

A-3 戸籍制度

日本国籍を持っている人は「戸籍」に個人の出生や死亡、結婚などの身分がはいたらうない。 関係が登録されます。外国籍市民は戸籍がありませんが、日本で、出生・死亡また結婚・離婚をしたときは、市役所市民課に届出てください。なお、本国政府にも届出が必要です。

1. 出生届

外国籍の子どもも、日本国内で生まれたとき、出産した病院で出生 証明書をもらい、14日以内(生まれた日を入れて)に市役所市民課に届けます。 *出生届を出すと経過滞在者として60日を限りとする住民票が 作成され、個人番号(マイナンバー)も付与されます。

この他に、次のような手続きが必要です。また、「B-4-1 妊娠から出産」 も参考にしてください。

- ① 児童手当の申請、国民健康保険(親が加入者のみ)の加入手続き
- *出生後60日以内に在留資格を取得できないと、児童手当、国民健康 保険(親が加入者のみ)の資格を失うこともあります。
- ② 在留資格の取得(出生した日から30日以内に出入国在留管理庁で行います。)
- *生まれた子どもの住民票(家族全員)を市民課で取って申請すると、子どもの在留カードに住所が記載されます。
- ③ 旅券の取得(在日大使館又は、領事館)

出生届を行う時、②③の手続きに必要となるため、同時に出生届の きさいじょうしょうめいしょ しゅっせいとどけじゅりしょうめいしょ ゆうりょう など せいきゅう くだ 記載事項証明書や出生届受理証明書 (有料) 等を請求して下さい。 くむ 詳しくは、出入国在留管理庁、大使館で確認してください。

2. 死亡申报

知道死亡消息后7天以内向市役所市民课提交「死亡診断書」办理死亡申报手续。另外,还要办理以下手续。

*草加市市民福祉葬

对负担葬礼费用有困难的市民,市里负责葬礼的部分经费(最基本的葬礼费用中扣除5万日元后的金额)。前提条件是要在市指定的葬仪社,举行最基本的葬礼。

申请的话,要在办理死亡申报前先跟指定公司联系。

- ①与驻日大使馆或领事馆联络。
- ②如果在日本火葬或埋葬的话,需要许可证。 (在市役所市民课办理死亡申报时会发给)
- ③14日以内向出入国在留管理庁交回在留卡。
- ④向驻日大使馆或领事馆交回护照。

如果想把遗体送回本国时,除上述的手续之外,还要向大使馆提出死亡诊断 书,并请大使馆发行运送遗体所需要的材料。详情请向大使馆(领事馆)确 认。

3. 结婚登记 请参考 「B-3 关于结婚」。

4. 离婚登记

按照日本方式离婚时,要向市役所市民课申报。 详情请咨询各自大使馆(领事馆)或市民课。

2. 死亡届

が必要です。

※草加市市民福祉葬

- ① 在日大使館又は領事館への連絡
- ② 日本で火葬又は埋葬する場合、埋火葬許可証が必要です。 (死亡届を市役所市民課に提出すると発行してもらえます。)
- ③ 14日以内に出入国在留管理庁へ在留カードを返納します。
- ④ 在日大使館又は、領事館へ旅券を返納します。遺体を日本で火葬又は 世葬せずに本国に輸送したいときは、上記の手続きのほか、死亡診断書を たいしかん (領事館) に提出して、遺体輸送に必要な書類の作成を依頼します。 詳しいことは、大使館(領事館)に確認してください。
- 3. **婚姻届** 「B-3. 結婚するには」 を参考にしてください。

4. 離婚届

日本の方式によって離婚するときは、離婚届を、居住地の市役所市民課へ だ出します。詳しいことは、それぞれの大使館(領事館)または、市民課で確認 してください。

- *离婚后,如住址、姓名、在留资格、在留期间等有了变更时需要到出入国 在留管理广办理变更手续。
- *在留資格为日本人配偶者、家族滞在的人离婚或死別时,需14日內到出入国在留管理庁办理变更手续。

5. 归化(日本国籍的取得)

外国人加入日本国籍叫"归化"。归化必须得到法务大臣的许可。详情请向 埼玉地方法务局户籍课咨询。

6. 国籍的选择

持有外国国籍和日本国籍的人(双重国籍者)在满22岁之前(满20岁后成为重国籍者时,成为双重国籍之日起两年以内)必须选择一个国籍。如不选择的话可能会丧失日本国籍。

详情请向埼玉地方法务局户籍课问询。

《咨询处》

- · 市役所 市民课 电话 048-922-1542
- ・東京出入国在留管理局 埼玉办事处 电话 048-851-9671さいたま第2法務総合庁舎 1楼
- ・埼玉地方法务局户籍课 电话 048-851-1000さいたま第2法務総合庁舎 2楼 如想咨询请先预约

さいたま第2法務総合庁舎:埼玉县さいたま市中央下落合 5-12-1 JR 埼京线「与野本町駅」下车,走10分钟。

- りこんご じゅうしょ なまえ ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん *離婚後に、住所、名前、在留資格、在留期間などが変わる時は、出入国 ざいりゅうかんりちょう へんこうてつづ ひっよう 在留管理庁で変更手続きが必要です。
- *在留資格が「日本人の配偶者等」や「家族滞在」などの人が離婚または死別した場合、その日から 14日以内に出入国在留管理庁に届け出る必要があります。

き か がいこくせきしみん 5. 帰化 (外国籍市民による日本国籍の取得)

外国籍市民が日本国籍を取ることを、「帰化」といいます。 帰化するためには、 ほうむだいじん きょか ひつよう 法務大臣の許可が必要です。詳しいことは、さいたま地方法務局戸籍課 まで問い合わせてください。

6. **国籍の選択**

外国国籍と日本国籍を持っている人(重国籍者)は、22歳になるまでに(20歳になった後で重国籍者になったときから2年以内に)どちらかの国籍を選びます。選ばないでそのままにしておくと、日本国籍を失うことがあります。詳しいことは、さいたま地方法務局戸籍課まで問い合わせてください。

《間い合わせ先》

- ・市役所 市民課 電話 048-922-1542
- ・東京出入国在留管理局 さいたま出張所 電話 048-851-9671 さいたま第2法務総合庁舎1階
- さいたま地方法務局 戸籍課 電話 048-851-1000
 さいたま第2法務 総合庁舎2階 *相談は予約が必要